

# 飲み水は安全ですか？

貯水槽水道は衛生管理が必要です



## 貯水槽水道の管理状況検査について

貯水槽水道の利用者のみなさまが、安心して水を使用していただくために、次のことをお守りください。

- ①簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期的に地方公共団体又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、管理の状況についての検査を受けなければなりません。(水道法第34条の2第2項)
- ②小規模貯水槽水道の設置者は、各市町村の給水条例等に基づいて、管理の状況についての検査をするように努めなければなりません。

国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター

# 貯水槽水道とは

水道事業者から供給される水道水のみを水源とし、いったん受水槽に貯めてからポンプで建物内の各利用者に供給する給水設備を「貯水槽水道」といいます。

このうち、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるものを「簡易専用水道」、10m<sup>3</sup>以下のものを「小規模貯水槽水道」といいます。

## 管理基準



### 施設の点検と改善

受水槽、高置水槽の点検を定期的に行い、もし欠陥を発見したら速やかに改善しましょう。また、地震、大雨等水質に影響を与えるおそれがあるときも実施してください。



### 水質の管理

蛇口から出る水の色、濁り、におい、味、残留塩素について定期的に点検し、異常を認めたときは必要な水質検査を実施しましょう。



### 給水の停止

給水する水が人の健康を害する恐れがあることがわかったときは、直ちに給水を停止して、利用者及び保健所へ知らせてください。



### 帳簿書類の備え付け、保存

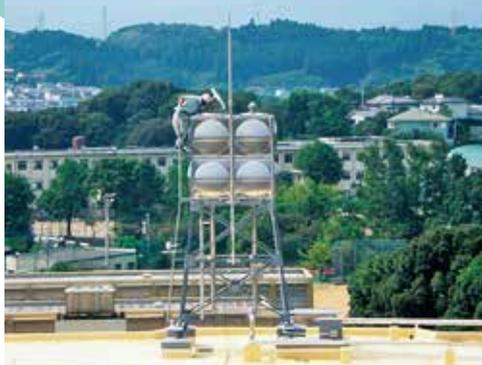
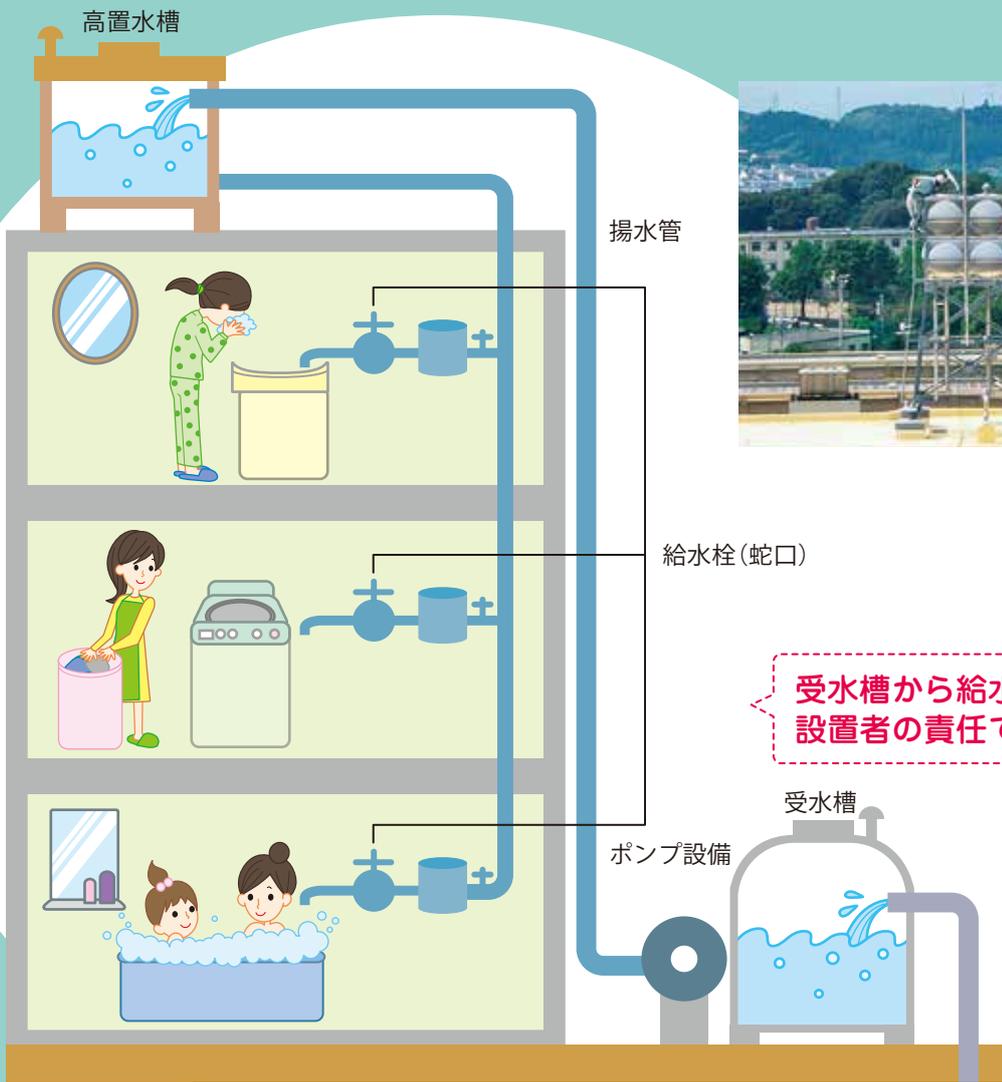
貯水槽水道の管理についてファイルを作成し、保存しておきましょう。

## 貯水槽水道の届出について

貯水槽水道設置等の届出については、宮崎県及び宮崎市の貯水槽水道取扱い要領等に基づき、保健所等へ届出るよう定められています。（届出用紙は保健所等にあります。）

- 貯水槽水道設置届出  
貯水槽水道を使用して給水しようとするとき
- 貯水槽水道変更届  
設置者の住所・氏名、設置の位置、構造を変更するとき
- 貯水槽水道休止(廃止)届  
貯水槽水道の施設の使用を長期にわたり休止しようとするとき、又は廃止しようとするとき

# 貯水槽水道のしくみ



受水槽から給水栓までは  
設置者の責任です



CHECK!



## 自分でできる簡単なチェック!!



その原因のほとんどは「さび」によるものです。鉄管や鋼板製タンクにさびが出ていないかどうか点検しましょう。

水が赤っぽい



水槽が汚れているのかもしれませんが。水槽を調べて、汚れている場合はただちに清掃をしてもらいましょう。

濁っている



水槽に油や薬剤、洗剤、汚物等の混入が考えられます。

塩素以外の臭いがする



鉄さびやその他の物質によるもので、臭いととも、他の原因が考えられます。

味が変わる

毎日一回、蛇口から透明なコップに水を採り、透かしてみてください。

社団法人 全国建築物飲料水管理協会より

